川口市告示第８５５号

川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託について、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）により優先交渉権者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、このプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に定める事項を承諾の上、参加の申し込みをすること。

令和８年１０月２０日

川口市長　岡村　ゆり子

１　業　務

（１）業務名

川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託

（２）業務の目的及び事業者選定方式

本業務は、スポーツ庁及び文化庁が令和７年１２月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び「川口市部活動方針」（令和７年１月改定）の趣旨を踏まえ、中学生が地域クラブ活動に参加しやすい環境を整備するため、生徒及び保護者等に必要な情報を広く周知するポータルサイトを構築し、運用することを目的とする。

また、必要な情報を分かりやすく周知するとともに、利用者が容易に操作できる機能性及びデザイン性に優れたポータルサイトを構築・運用するためには、豊富な知識及び経験に基づく専門的な支援が必要である。このため、公募型プロポーザル方式により、本業務の実施に最も適した事業者を選定し、業務を委託するものである。

（３）業務内容

「川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託仕様書」のとおり

（４）見積限度額

４，２９０，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（５）予定履行期間

契約締結から令和９年３月３１日まで

２　応募者の参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者は、単独事業者又は複数の事業者で構成する共同企業体とし、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

なお、共同企業体として参加する場合は、代表構成員を定めるものとし、代表構成員は、本プロポーザルに係る手続及び業務委託契約の履行について責任を負うものとする。

また、単独事業者及び共同企業体のいずれについても、協力会社を使用することができる。ただし、協力会社を使用する場合であっても、参加者は、本プロポーザルに係る

手続及び業務委託契約の履行について責任を負うものとする。

なお、参加申込書の提出期限から契約締結までの間に、参加者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。 ただし、共同企業体として参加する場合は、構成員のうち１者以上が当該要件を満たしていること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定（※）に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者

（３）川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

（４）川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（６）会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（７）同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。

（８）提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

（９）スポーツ庁及び文化庁が令和７年１２月に示した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえた部活動地域展開に関する実績（本委託業務の類似業務など）を有すること。

３　企画提案の実施方法等

「川口市部活動地域展開におけるプラットフォーム（ポータルサイト）構築及び運用業務委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

４　担　当

川口市　教育政策室
〒３３２－８６０１
川口市青木２－１－１
川口市役所第二庁舎５階
電　話　０４８－２５２－０２６５（直通）

E-Mail　200.00500@city.kawaguchi.saitama.jp

５　その他

プロポーザル募集要項、仕様書その他本件に関する資料については、川口市ホームページ（https://www.city.kawaguchi.lg.jp/）に掲載する。